

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造は、平成 30 年 6 月末現在、総数 7,109 人、60 歳以上 3,331 人となっている。人口は減少傾向にあるが、60 歳以上の割合は増加している。

産業構造は、農林業が 586 戸、産出額 15 億円。製造業が事業戸数 28 事業所、従業員数 981 人、製造品出荷額等 395 億円。サービス業が、商店数 36 店、従業員数 131 人、年間販売額 19 億円であり各業種ともに事業所数、従業員数及び製造品出荷額が、年々減少傾向となっている。

中小企業者は、全国的に少子高齢化に伴う人材不足や大企業との生産性の格差などの課題があり、本町も例外ではなく、少子高齢化による人材不足や後継者不足という状況である。このような状況下において、技術力・経営力の向上、優秀な人材の確保などにより業務の効率化や生産性の向上が必要となるため、先端設備等の導入を推進し、支援することで活性化させていかなければならない。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、厳しい経営環境に置かれている町内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るべく新たな設備投資への後押しとし、労働人員の不足を補い、地域経済の活性化を目指す。

これを実現させるため、先端設備導入計画の年間 10 件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長柄町の産業は、農林業、製造業、サービス業などであり、地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、町内産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

業種に偏ることなく、町内に本店・支店・営業所等を置いている中小企業者等の生産性向上を目指していることから、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

業種に偏ることなく、町内に本店・支店・営業所等を置いている中小企業者等の生産性向上を目指していることから、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

ただし、中小企業者等のうち町内に本店・支店・営業所等を置き従業員が従事する事業所に設備等を導入し、生産活動等を行う事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納している者を除く。
- ・ その他町長が適当でないと認めるものを除く。